提出用

普通徴収申請書

四国中央市　宛

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　指定番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

略号	普通徴収とする理由	人数
普Ａ	給与の支払期間が毎月ではない等、不定期の者である	
普Ｂ	給与が少なく税額が引ききれない者である	
普Ｃ	退職者・休職者である（予定の者も含む）	
普Ｄ	普通徴収として扱う乙欄該当者である	
普Ｅ	事業専従者給与である（個人事業主のみ該当）	
普通徴収合計人数		

ここから普通徴収

【よくある質問】

Ｑ１　従業員が１人しかいないため、普通徴収にできませんか？

Ａ１　「従業員数が少数のため」、「事務量増加のため」といった理由では普通徴収への切替は認められません。

Ｑ２　特別徴収する従業員のみの場合、この申請書はどうしたらいいですか？

Ａ２　ご提出の必要はありません。

Ｑ３　なぜ市県民税を特別徴収する必要があるのですか？

Ａ３　地方税法第 321 条の４の規定により、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業主）様は、従業員様の市県民税を特別徴収していただくことが義務付けられているためです。

Ｑ４　アルバイトやパートの人も特別徴収する必要がありますか？

Ａ４　特別徴収していただく必要があります。ただし、他の給与支払者から支給される給与から特別徴収されている場合は、普通徴収となります。（申請書のＤに該当します。）

✂ 切り取り線

１．普通徴収申請書について

原則として、**すべての従業員様の市県民税は特別徴収**となりますが、「普通徴収申請書（以下、申請書という。）」の「普通徴収とする理由」に該当する従業員様については、普通徴収が認められます。

２．普通徴収とする場合の手続きについて

①　「申請書」に必要事項を記入

事業所名、指定番号、普通徴収とする理由（Ａ～Ｅ）に該当する人数を記入してください。

また、普通徴収合計人数は、総括表の「普通徴収対象者の合計」と一致することを確認してください。

②「給与支払報告書（個人別明細書）」に必要事項を記入

「給与支払報告書」の摘要欄に普通徴収とする理由に該当する略号（普Ａ～普Ｅ）を記入してください。

※　退職予定者は、退職予定年月日を記入してください。

③「申請書」を普通徴収に該当する個人別明細書の上につけて提出

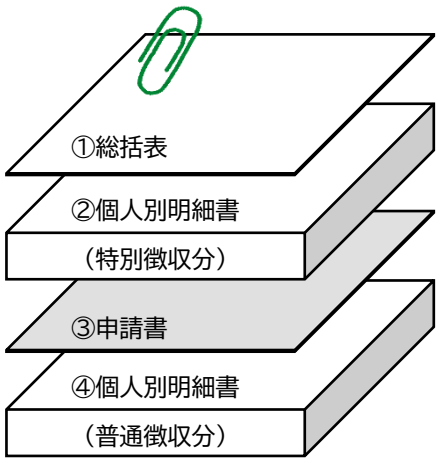

必ずクリップや輪ゴムで留めてください。
ホチキスは事務処理の妨げになりますので使用はお控えください。

①総括表

②個人別明細書（特別徴収分）
（該当者がいない場合は①、③、④を提出）

③申請書
（必要事項を記入）

④個人別明細書（普通徴収分）
（該当者がいない場合は①、②を提出）

３．電子申告（ｅＬＴＡＸ）により提出する場合について

給与支払報告書（個人別明細書）のｅＬＴＡＸ入力画面で「普通徴収」欄にチェックを入れて、摘要欄に該当する略号を記入してください。（申請書の送付は不要です。）